# 山口県優良建設コンサルタント等業務表彰要綱

（目的）

第１条　この要綱は、優良な業務及び優秀な技術者を表彰すること（以下「表彰」という。）により、県内建設コンサルタント等業者及び技術者の技術力の向上並びに業務成果の品質の向上を図るとともに、県民の建設業界に対する理解を深め、もって、建設業界の発展に資することを目的とする。

（表彰対象業務）

第２条　表彰の対象は、他の模範となる優良な業務とし、次の(1)から(7)までのすべてを満たすものとする。

(1)　山口県（知事部局又は企業局）が発注した建設コンサルタント等業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く）、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務（発注者支援業務を除く））であること。

(2)　委託料の額が７００万円以上であること。

(3)　県内業者、県外業者にあっては県内の営業所等に一定数の技術者を常駐させている業者（以下「県内業者等」という。）又は県内業者等のみを構成員とする共同企業体が受注した業務であること。

ただし、当該業務の管理技術者が県内の営業所等に対象業務の全期間において常駐している業務に限る。

(4)　表彰年度の前年度に完了した業務であること。

(5)　業務成績評定要領に基づく評定の結果、評定点が８３点以上の業務であること。

(6)　表彰実施年度の前年度当初から表彰の日までの間に、山口県建設工事等入札参加資格に係る指名停止等措置要領による指名停止措置を受けた者、その他、表彰することがふさわしくないと認められた者の履行した業務でないこと。

(7)　その他、表彰することが不適当と認められる業務でないこと。

（表彰対象技術者）

第３条　表彰の対象は、前条の要件を満たす業務に従事した技術者とし、次の(1)及び(2)を満たすものとする。ただし、表彰対象となった業務委託が複合業務の場合の表彰の対象は、主たる業務に従事した技術者とする。

(1)　前条の要件を満たす業務の全期間において、管理技術者として従事していること。

(2)　表彰実施年度の前年度当初から表彰の日までの間に、表彰することがふさわしくないと認められた者でないこと。

（審査対象業務及び技術者の推薦）

第４条　各発注機関の長は、第２条を踏まえ、所管する業務の中から表彰にふさわしいものを知事に推薦するものとする。

また、各発注機関の長は、前条を踏まえ、所管する業務に従事した技術者の中から表彰にふさわしいものを知事に推薦するものとする。

（審査委員会）
第５条　前条により推薦された業務及び技術者を審査するため、審査委員会を設置する。
２　審査委員会の委員の構成は、別表のとおりとする。
３　委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
４　副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
５　副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、委任状により所属する組織の職員に代理させることが出来る。
６　審査委員会の会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
７　会議の議事は、出席者の３分の２以上の賛成をもって決する。
８　審査委員会は、表彰候補の業務及び技術者を選定する。
９　審査委員会の事務局は、土木建築部技術管理課に置く。

（表彰する業務・技術者の決定及び表彰の方法）
第６条　知事は、審査委員会が選定した表彰候補の中から表彰する業務を「優良建設コンサルタント等業務」、技術者を「優秀建設コンサルタント等技術者」として決定し、その受注者及び技術者に賞状を授与する。

（表彰の取り消し）
第７条　表彰業務の決定を受けた後、当該業務が第２条の(5)、(6)及び(7)に該当しないことが判明した場合には、その時点で業務及び技術者の表彰を取り消すものとする。
また、当該技術者が第３条の(2)に該当しないことが判明した場合には、その時点で技術者の表彰を取り消すものとする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表　山口県優良建設コンサルタント等業務表彰審査委員

| | |
|---|---|
| 委員長 | 土木建築部長 |
| 副委員長 | 土木建築部次長（技術）<br>農林水産部審議監（技術） |
| 委員 | 土木建築部理事、土木建築部審議監（技術）<br>監理課長、技術管理課長、道路整備課長、道路建設課長<br>都市計画課長、砂防課長、河川課長、港湾課長、建築指導課長<br>住宅課長、農村整備課長、森林整備課長、漁港漁場整備課長<br>電気工水課長<br>委員長が特に必要と認めたもの |